

平成 2 0 年 1 月 1 0 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 0 年第 1 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第1回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年1月10日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時42分
休憩 午後 2時01分~2時03分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 古木 光 義 牧 野 征 夫
 中 村 祐 治 宮 田 由 香
 大 澤 祥 一
署名委員 中 村 祐 治

- 4 説明のため出席した者の職氏名
 教育長 大澤 祥一 教育部長 高橋 眞二
 総務課長 渡邊 博 学務課長 島田 文直
 指導課長 樋口 豊隆 学校給食課長 石井 雅隆
 生涯学習推進センター長 五十嵐 敏行 体育課長 田中 博
 図書館長 藤田 力

- 5 会議に出席した事務局の職員
 総務課庶務係 小林 健司 鈴木 啓史

案 件

1 議案

(1) 議案第 1 号 八ヶ岳山荘の見直し方針について

2 報告

(1) 就学支援シートについて

(2) 平成 2 0 年度学校教育の指針(案)について

(3) 入学式、卒業式の適正な実施について

3 その他

平成19年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年1月10日

教育委員会会議室

1 議案

(1) 議案第1号 八ヶ岳山荘の見直し方針について

2 報告

(1) 就学支援シートについて

(2) 平成20年度学校教育の指針(案)について

(3) 入学式、卒業式の適正な実施について

3 その他

開会の辞

古木委員長 皆さん、こんにちは。ただいまより、平成20年第1回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の案件は、議案が1件、報告3件、その他となっております。

本日、追加資料が幾つかございます。後ほど説明のときにご利用いただきます。

本日の署名委員を宮田委員をお願いいたします。

議案

(1) 議案第1号 八ヶ岳山荘の見直し方針について

古木委員長 議案第1号八ヶ岳山荘の見直し方針について、五十嵐生涯学習センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、八ヶ岳山荘の見直し方針について、議案第1号をご審議お願いしたいと思います。

八ヶ岳山荘につきましては、平成19年5月10日に開催されました第9回立川市教育委員会定例会におきまして、林間施設の今後のあり方についての中で、八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入を含めたあり方についてご協議をいただき、教育委員会としての了承をいただいたところでございます。

その後、市長部局の経営改革プラン推進委員会幹事会で調整を進め、八ヶ岳山荘については、施設のあり方の見直しや指定管理者制度の導入などの検討を行った結果、民間の能力やノウハウを幅広く活用することにより、市民サービスの向上と市の財政負担の軽減などの効果が見込まれると考えられることから、昨年11月15日開催の経営改革プラン推進委員会におきまして、立川市として、現段階におきまして、施設の廃止も視野に入れながら、当面の間は、コスト削減やサービスの質の維持向上を図ることができることから、平成21年4月より八ヶ岳山荘に指定管理者制度の導入を図ることとなりました。

その後、11月16日の第22回立川市教育委員会定例会におきまして、八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入について了承をいただき、さきの12月議会、文教委員会におきまして、八ヶ岳山荘への指定管理者制度の導入について報告をいたしましたところでございます。

ここにお手元の資料「八ヶ岳山荘の見直し方針について」が策定され、八ヶ岳山荘については、校外教育や保養施設の代替措置の準備が整うまでの間、または大規模修繕を要しない間は存続し、指定管理者制度を導入して、サービスの向上及びコスト削減を図ることとなりました。

八ヶ岳山荘の見直し方針について、概要を説明させていただきます。1ページ目をお開きください。

経営改革プラン上の位置づけといたしまして、八ヶ岳山荘は、保養施設、学校教育施設と

してのあり方を検討します。なお、当面、管理運営方法については、指定管理者制度への移行を進めますとしております。

八ヶ岳山荘の現状と課題につきまして、2 ページをご覧ください。現状は、小学校の自然教室及び中学校の移動教室のための校外教育施設、青少年の野外研修施設、また、一般市民の市民保養施設として利用されております。

利用状況は、平成5年が利用のピークで、1万8,529人を数えましたが、ここ数年は1万4,000人前後で推移しております。

課題につきましては、3 ページをご覧ください。

約5割という稼働率の課題、遠隔地にある立地の課題、宿泊棟は築22年、本館は16年たちますが、鉄筋コンクリート造りのため傷みが少ないと言えますが、付属設備の老朽化が目立つ施設設備の課題、あるいは維持管理費は約8,000万円で、宿泊利用者1人当たりのコストは約5,500円、一方、使用料収入は約1,000万円前後で、経費の10%台前半にすぎないという維持管理面の課題がございます。

今後のあるべき姿につきましては、4 ページ、5 ページをご覧ください。

当面の姿は、校外教育施設としての役割は今後も重要とされ、当面は教育施設としての設置目的を達成するよう最大限の活用を図ることとし、また、稼働率を高めるために、市外在住者にも利用ができるようにする。宿泊棟につきましては、一般市民の利用は廃止し、青少年研修施設として位置づけ、青少年団体の利用に供するという形でございます。

テントサイトにつきましては、一般利用がないことから、供用を廃止するなどとなっております。

将来の考え方につきましては、6 ページをご覧ください。

厳しい財政状況が今後も見込まれる中、施設改修に多大な財源を投入することは困難であり、施設の更新についても現時点では考えにくい状況にあり、校外教育や保養施設の代替措置が整ったとき、または大規模修繕を必要とするときは、施設の廃止を検討することが適切であるとされております。

公の施設と指定管理者制度につきましては、民間活力の活用が期待できる施設という判断がされております。

最後に11 ページをご覧ください。

結論といたしまして、八ヶ岳山荘については、施設廃止の方向を定め、代替措置の準備が整うまでの間、または大規模修繕を要しない間は存続し、指定管理者制度を導入してサービスの向上及びコスト削減を図ることとするものでございます。

八ヶ岳山荘見直し方針については、以上でございます。内容の審議をお願いしたいと思います。

なお、この資料につきましては、立川市の最終的な決定がされておられませんので、会議終了後に回収という形でさせていただければと思います。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。ただいまの資料の 14 ページの欄外に参考というのがございまして、これは、既に平成 19 年の 4 月と 5 月と 11 月に定例会において審議されて承認されております。何かご意見、ご質問ございませんか。牧野委員。

牧野委員 簡単なことで、字が抜けているのがあるんです。4 ページ。これは単に抜けているだけです。下から 6 行目、「市が平成 19 年」云々「助成制度を廃止こと」とありますが、「したこと」でしょう。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 牧野委員おっしゃるとおりということですよ。

古木委員長 4 ページの下から 6 行目ですね。ここに「廃止」の次に「した」という 2 文字挿入ということによろしいですか。ありがとうございます。牧野委員。

牧野委員 8 ページの 2 行目、「は民間の施設を借用する」という部分で、この部分の料金の問題が関わってくると思うんですけども、こういったもので、現状の料金プランで果たして施設を維持ができるのかどうか。多分赤字体制になっていく可能性も十分考えられますよね。そういうときのことを考えると、最終的には、そういうときには廃止の方向でということですけども、その辺のところの理由を説明をお願いします。

古木委員長 五十嵐生涯学習センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 ご指摘の部分でございますけれども、これは、代替の施設が見つかるまで、またはということで大規模修繕を要するという 2 つがございまして、2 つの条件が整うまでは現状のままでいくということになりますと、施設につきましては、まだまだ鉄筋コンクリートで堅固な建物でございますので、当面はという形で、5 年、10 年先は現状のままでいくのかなと考えておりますけれども、ただ、この間の中に、今指摘のありました内容についても詰めていく中で検討していくというような状況でございます。

牧野委員 わかりました。

古木委員長 よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。中村委員。

中村委員 今、牧野委員に関連した答弁がありましたけれども、5 年または 10 年というお話がございましたね。指定管理者制度を導入したその後の問題は、5 年、10 年という期間だけじゃなくて、多少の見通しは持って、だから、次のステップの指定管理者導入のその次も多少視野に入れてこの導入を考えないといけないと思うんですが、その点は、5 年、10 年以外にお考えになっていることはございますかという質問です。

古木委員長 高橋教育部長よりお答えをお願いいたします。

高橋教育部長 今のご質問でございますけれども、実を申し上げますと、この地域が、かつてのブームと申しますか、清里のブームの時期は非常にお客様も多かったんですが、ここ数年、八ヶ岳山荘だけではなくて、地域全体が非常に厳しい状況になっておりまして、指定管理者を導入して果たしてどこまで、民間のノウハウを活用して、今は、立川の利用の方々に便宜を図っているというのが特徴ですけども、民間の活力を導入して、より多くの地域の方々にも来ていただけるような工夫はするんですが、地域全体が非常に下降線の状況であり

ますので、どこまでできるかという部分では、非常に厳しい見方をしております。

そんな状況から、5年後にはこうしますというようなことは今立てられないという状況で、指定管理者を導入して、今これからここで詰めていくわけですがけれども、おそらく3年の管理者契約を結ぶようになるだろうと思われましても、その状況で様子を見ないと、ということが現状としてはございます。指定管理者導入が万能ではないわけですので、その辺で試行錯誤をしていきたいと思っております。

ただ、今、牧野委員からのご質問もありましたように、私ども教育委員会としては、子どもたちにとって、そうした環境教育、林間教育の部分でできる状況をつくらなければいけないということですので、教育委員会としては、この施設及び全体としてどういうふうにしていくかをこの3年の間に考えていきたいと考えているところでございます。

古木委員長 中村委員、よろしいですか。

中村委員 結構です。要するに、3年間の指定管理の間にいろいろ方策を考えていくというお答えでよろしいわけですね。

高橋教育部長 はい。

中村委員 わかりました。

高橋教育部長 ただ、その3年もまだ決めたわけではございませんので、この契約を結ぶ段階でその辺を整理していきたいと思っております。

古木委員長 ありがとうございます。

以上でこの議案に対するご質問はございませんと認めまして、議案第1号八ヶ岳山荘の見直し方針についてはご承認していただけたものと認めます。ありがとうございました。

報 告

(1) 就学支援シートについて

古木委員長 次に、報告に移ります。就学支援シートにつきまして、島田学務課長より説明をお願いいたします。

島田学務課長 就学支援シートの、今年度の就学相談並びにその後の特別支援教育に使用していくとありますので、その内容についてご説明いたします。

これにつきましては、平成19年4月に施行されました学校教育法施行令第18条の2に、就学相談において保護者からの意見聴取ということが加えられたという経過など、また、その前に平成18年4月からは、学校教育法施行規則第73条の21が改正されまして、1号から5号に列記された内容が、1号から8号の列記に変更され、その中で、学習障害、いわゆるLD、注意欠陥多動性障害、いわゆるADHDが、通級指導の対象として加えられるという変更がなされました。

これらの経過を踏まえまして、東京都教育委員会は、平成19年度から東京都就学指導委員会を東京都就学支援委員会に改称するなど、就学相談に対する取り組みの新たな方向性を目指しまして、就学支援シートといたしますのは、支援をつないでいくということを重視した就

学相談をしていくということでありまして、従来、就学相談の資料の取り扱いが個人情報の集まりであるということから、就学する学校になかなか引き継がれなかったということなどがありまして、就学した後に学校独自で保護者や就学前機関に聞き取りを行ったり、教育委員会と同じことを再び聞かれることに対する保護者の負担などがありました。このため、就学相談の段階で、保護者の同意のもとに、関係機関の連携による個別の支援計画をつくるということで、就学支援シートがつけられるというふうになりました。

就学支援シートというのは、就学支援計画の中で、就学相談の段階で使われます就学支援ファイル、それと就学支援シートをあわせて就学支援計画というふうに東京都は考えております。

就学支援ファイルの中はおよそ5つに分かれておりまして、就学相談票、面接票、実施把握票、医師診断記録、就学相談資料ということで、これは就学相談時につくります。また、この就学相談票のところで、相談資料の学校送付の意思確認ということ、保護者の意思を記入していただくという形で保護者の意思を確認し、同意のもとに就学支援シートを含めた就学支援計画などが学校の就学校に引き継がれるように、今後は相談が進められてまいります。

就学支援シートにつきましては、この間、指導課との連携のもとに、中島指導主事が担当していただきまして、8月から9月段階で中島指導主事、山田教育相談係長、清水教育相談主任、原田学務係長、高須就学相談員、松井就学相談員、井坂就学相談員、藤原就学相談員などが、8月から9月にかけて検討を行い、この間、就学支援シートを保護者とともに作成していただく就学前機関であります保育園、幼稚園などとの関係を10月初旬から公立保育園の園長会や私立保育園の園長会議の会長の園長先生など、幼稚園も同様に会長の園長先生などのところまで赴きまして、協議をした結果、10月中・下旬からおよそまとまりまして、今回資料として添付しております立川市の就学支援シートを作成した経過があります。

また、本日お配りしました東京都の就学相談の手引の抜粋の22ページに3の留意事項として書いてございますが、就学支援シートは、各市町村の実態に応じて適切に書式、作成方法を定めることが望ましいとされておりまして、参考にしました他市の就学支援シートなどをもとにこのようなシートを作成してきた経過でございます。

以上であります。

古木委員長 ありがとうございます。本件につきまして、ご質問を承ります。牧野委員。

牧野委員 就学、幼児のときから卒業、もしくは卒業後も使えるかなと思っていますけれども、そういう中での資料、今まで継続的になかったものですから、大変これはいいのかな。ただ、保管場所をどうするのかなという疑問は残りますけれども。ただ、学校在住のときには非常にいい資料としてどんどん残っていき、また、さらに指導方法の工夫、改善がなされてくるだろうなと思っています。そういう意味では、大変この資料というのは重要な資料に今後なっていくだろうなと思います。

ただ、問題は、本籍、副籍を置いた児童・生徒が本籍と副籍の両方でこれを活用するのか、

もしくは、一つ一つつくったら大変だろうと思うので、別々につくらないだろうなと思いつながらも、もしかしたら1つじゃなくて、2本線になっているのかなという疑問があるので、その辺は教えてもらいたい。

古木委員長 島田学務課長。

島田学務課長 事前にお配りしました小規模な資料の最後の方のページのところに、「新たな就学相談の流れ」というフローチャートがございますが、ここにありますように、就学支援シートは、区市町村教育委員会を經由して、就学先の学校に送付するというふうになっておりますので、この構想では、就学校、ですから、本籍のある就学校の方に就学支援シートは行くこととなります。副籍に伴います活動につきましては、これからの課題でありますので、いろいろな議論がなされるかと思えます。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。ということでございますが、牧野委員、よろしいですか。

牧野委員 多分、今、課長が言ったとおりになってくると思いますがけれども、今、児童・生徒の中で抱えている課題というのは非常に複雑ですので、そういう意味では、就学支援シートというのは今後重要なポイントになっていくだろうなという気がいたします。

古木委員長 大変有機的では素晴らしいものだと思います。ありがとうございました。

では、よろしいですね。

報 告

(2)平成20年度学校教育の指針(案)について

古木委員長 それでは、報告の2番、平成20年度学校教育の指針(案)につきまして、樋口指導課長、説明をお願いします。

樋口指導課長 それでは、ご報告させていただきます。

本日、別紙成文でお示しをさせていただきました。前回ご報告をさせていただく中でご意見を賜りまして、ありがとうございました。それらのことを検討させていただいて、このような形で成文化させていただきました。

前回お示したものと私どもの方で検討させていただいた点、1点目は、大きな1番のウにございます「教員の資質向上」の中で、OJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、その職務の中で一層の資質向上を図ると、そういうものを昨年度は「OJTを生かすなどして」というような部分に置かせていただいたんですけども、頭出しして、教員がOJT、職務の中での資質向上活性化をすること、そして校内研究、校内研修という従来型の資質向上、あるいは教育委員会と、そのような形にさせていただいております。

それから、同様に1番のエでございますけれども、これも指導主事と協議、検討いたしました。「ICT教育」という文言を今回は控えさせていただきました。と申しますのは、来年度の東京都教育委員会におきましても、情報教育推進委員会、あるいは情報教育の指導主事

担当者会議という、情報教育という文言でございますので、区市によつての考え方はあるかと思ひますけれども、次年度につきましては、ICTという考え方も含めて「情報教育」といふような言葉で進めさせていただきたいと思ひます。

そして、工の文言の中で、「ICT機器」といふものも再度検討いたしまして、「情報機器」といふ文言に戻させていただいております。同様のことが2番のウの文言にもございます。

最後に、大きな4番でございますけれども、工の文面の中での自己評価、これは学校内での教員による評価もございまして、児童・生徒による評価もある。そんなようなことで、ここをふくらむ形で修正をさせていただきました。

前回もご報告させていただきましたように、今回の改正は文言修正という部分にとどめたいとも考えてございます。改めまして、さまざまご意見をいただきましてありがとうございました。

あわせて、今日また別紙でお示しをさせていただいておりますのは、各学校に対しまして、学校教育の指針、成文をお示ししながら、教育課程の編成に向けてということで、私ども教育委員会より、まず、東京都教育委員会の基本的な考え方をお示ししてございます。教育課程編成のポイントということで、特に、都教育委員会が強調しております点を下線部にしてございます。

1つは、いじめの問題の解決に向けての指導の徹底や早期対応できる学校の体制づくり、未然防止や保護者等との連携。そして、「わく(work)わく(work)week Tokyo(中学校の職場体験)」の推進をという点。

そして、2ページ目をお開きいただきまして、今もちょっと話で出ておりました、ご報告にもございましたけれども、特別支援学級でありますとか、特別支援学校等との交流、あるいは障害者施設等の体験などの具体的な取組、そんなことを強調事項で示されております。

それを受けまして、本市の教育委員会の基本的な考え方を各学校に(2)番としてお示ししてございます。

特に、教育課程編成の中で、校長の裁量による弾力的な教育課程編成を一層進めていただきたいこと、それから、1番にございますが、今、学校が授業時数の確保ということで非常に工夫をしております。各学校、各学年で学習指導要領に示されている標準時数を20時間以上上回る余裕の授業時数の確保、このことも、これは例年どおりでございますけれども、お示しをしておりますし、また、4番、平成20年度に向けてということでございますけれども、本市における人権教育の推進がいよいよ各学校で年間指導計画作成までやってまいりました。昨年度で、全校で全体計画も作成をしております。本年度は、学校ごとのラフな形でもいいですので、年間指導計画の作成に基づいての推進を図っていただきたい。そんなことを第1に考えております。

それから、特別支援教育の今後の充実。そして、小・中の9年間を見通した教育活動の計画的な実施等々を記してございます。

このような形で、今後、各学校が教育課程の編成の作業を進めます3ページの2番をご覧

いただきまして、教育課程の届出は、教育長に対して教育課程の届出がされるわけですが、指導課としまして、各学校とのやりとりの中で、最終的には3月31日までに教育課程が受理ができるようにということを考えてございます。また、1月29日に、教務主幹を対象にした説明会を開催いたします。

以上、ご報告でございます。

古木委員長 ありがとうございます。ご質問とかご要望ございますか。

中村委員 総合でいいですか。

古木委員長 どうぞ中村委員。

中村委員 その前に、いろいろ意見をくんでいただいて、よりよい指針をつくっていただいたことに感謝しています。どうもありがとうございました。

それから次に、これは本年度は大きい改訂がなかったということですが、皆さん、各校が研究をやる中で、この指針が紙だけじゃなくて、本当に子どもたちに届くようにということが皆さんの課題になってくると思います。皆さんのお仕事、大変だと思いますが、ぜひ教室の子どもたちにこれが届いて、子どもたちの実になるようにやってくださればというご要望でございます。大変だと思えますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

古木委員長 ありがとうございました。

報 告

(3) 入学式、卒業式等の適正な実施について

古木委員長 では、報告3番、入学式、卒業式等の適正な実施につきまして、樋口指導課長、説明をお願いします。

樋口指導課長 では、第3点目でございます。平成19年度卒業式、そして平成20年度入学式に向けまして、その適正な実施についての通知をこのような形で小・中学校長に通知をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

立川市教育委員会は、児童・生徒に国旗及び国歌に対する一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てるために学習指導要領に基づき、入学式及び卒業式等の適正な実施を行うように、平成17年の1月7日付の通達及び実施指針、また、教員の服務上の問題が発生しないように、平成17年3月16日付「適正な実施と事故発生時の報告について」という通知を示してございます。これが別添添付させていただいているものでございます。これらのことを踏まえて、各学校長が学習指導要領に基づき、校長自身の権限と責任のもとで、入学式、卒業式等が適正に実施されるよう、指導の一層の徹底をお願いしてございます。これは校長会でもお話をさせていただきましたけれども、子どもたちにとって一生に一度の機会を大切にするために、これは子どもたちのためにという願いを込めて校長先生方をお願いをしているというところでございます。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございました。本件につきまして、ご質問ございませんか。

牧野委員 いいんじゃないですか。

古木委員長 では、暫時休憩いたします。

午後 2時01分休憩

午後 2時03分再開

古木委員長 会議を再開いたします。

その他

古木委員長 3番、その他でございます。樋口指導課長。

樋口指導課長 既に委員の皆様にはご報告をさせていただいておりますけれども、昨日1月9日水曜日に、立川市立中学校へ不審電話がございました。このことについて報告をさせていただきます。

不審電話は、少年らしい人物の声で、第一校舎に時限爆弾があるとの内容で、1月9日水曜日午後4時15分から25分にかけて、計6回、学校では受信をしております。6回の受信のうち、直接言葉を発したのは2回において、他の4回は無言、もしくはいわゆるワン切りをしている。

対応でございますが、校長は直ちに全教職員を集め、校舎内すべての部屋及び階段、トイレ等に不審物がないか確認を指示し、同時に安全面を配慮し、部活動等の活動中の生徒も急遽下校させました。確認の結果、異常はございませんでした。

16時52分の時点で市教育委員会指導課へ、並びに立川警察署へも校長が届け、教育委員会からは指導主事が、立川警察署からは生活安全課の3名の警察官が来校し、学校からの報告をもとに調査しながら、今後の対応等についての協議を行いました。

教育委員会では、この第一報を受けまして、17時30分、市の危機管理対策会議が開かれております。

本日、1月10日木曜日でございますけれども、朝の部活動の練習は中止いたしまして、管理職、主幹、学年主任が中心になりまして、朝6時半に学校へ入りまして、7時半までの間に再び校舎内すべての部屋等に異常がないか確認をし、8時に生徒昇降口を開け、生徒を迎えました。

朝の学活時に担任より、昨日の不審電話の内容及び対応等について生徒に説明を行い、本日下午校までに校長が文書を作成し、保護者に情報を届けることになっております。

本日は、朝7時30分に私、指導課長が校長室で待機をしまして、学校の状況を把握しながら、第1校時が始まり、正常な教育活動が始まった8時50分の段階で学校を出させていただきました。

朝8時30分に私の方から教育部長に報告をいたしまして、市の危機管理対策会議、8時30分に開催され、昨日の警察署の見解、明らかにいたずらであるという見解を踏まえて、危機管理対策は終了しております。

学校と教育委員会と確認をいたしました今後の対応でございますけれども、同様の不審電話があった場合には、直ちに立川警察署並びに立川市教育委員会に報告し、校舎に異常がないか、校内に異常がないか、安全確認の上、教育活動を継続する。安全第一に考え、異常がないかを確認の上、毅然として生徒のために教育活動を保障していくという考えであります。

さらに、こういうことをきっかけにして、外部からの不審者対応、あるいは安全対策等に学校も一層の危機管理意識を高めて組織的に取り組んでいく。

本件に関しましては、このような形で全学校長への情報提供も行うこととしております。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。ご苦労さまでございました。特に本件についてご質問ございませんか。ありがとうございます。

その他

古木委員長 それでは、その他の2番、牧野委員から3件のご質問が出ております。牧野委員。

牧野委員 3点お願いします。

経営改革プランと市長公約等々の中、それよりも十数年前から立川市の中に教育センターをつくってほしいという現場からの強い要望がずっと続いていたわけですが、私も2回にわたって前教育長には構想を申し上げたことがありますけれども、なかなかそれに至らなかったという事実がございます。

ただ、最近の教育行政を見ていると、非常に教員の研修の問題の中では、授業の向上、教員の資質の問題等々ありますし、子どもの問題、科学センター等もその中に含まれると思いますが、そういったものを含めて、やはりその市の中に核となる教育センターというものを設置することによって、立川市の教育の質の向上というものが図られていくと考えているわけです。

ここのところで市長の選挙後に公約として挙げていただきましたので、これも市民の中でも教育センターをという話が出ていますし、そういう機運が少しずつ盛り上がってくるだろうと期待をしております。そのことによって立川市全体の教育向上というものが図られてくる可能性は非常に大きいと思っております。

そういう意味で、今後、市長公約も含めた、経営改革プラン等も含めながらの間、市長は4年の任期がありますから、その間に果たしてできるものなのかどうか。それから、こういうものも後になってからゆっくりというわけにもいかないだろうなと思っておりますので、やはりある程度の時間を区切って調査し、そしてまた検討し、内容の精査をしながら、早い時期に教育センター構想を練っていく必要があるだろうと思っておりますので、そのことについてお答えいただければと思います。

2つ目は、最近、児童というか幼児と言ったらいいでしょうか。幼児指導の中でも、幼稚園教育や保育園教育の中での課題があると考えていますけれども、これは、幼稚園、保育園

との園長会の中でも出てくるのではないかと想像できますけれども、子どもたちの質の変化という中で、現在も30人以上の1学級の小学校1年生の学級ですね。やはり指導が困難であるというところには、市教委として独自の指導員を充てるというところまで進んでいるわけですね。

そうしたときに、果たしてそういったことを考えると、今のままの小・中の在籍年数ということだけでなく、幼・小の連携という部分、生活指導的な部分だけでなく、学力の部分を含めて考慮していかなければいけないのではないかな。これは杉並の問題、足立の問題等がありますけれども、それとは別に、立川市独自に幼・小の連携、小・中の連携、これはどういう連携をするかというのは非常に難しい問題ですけれども、それらの課題を精査して、そしてどの部分で連携していくのかというものははっきり生み出しながらやっていく必要があるのではないかとということも想像できますので、その辺のところの今後の動向を伺いたいなというのが2点目です。

3点目は、経営改革プランの中で、行政的な部分から市整体的な中で考えると、経営改革プランはわかるんですけども、教育委員会の独自性というものも非常に大きいと私は考えていますけれども、経営改革プランとは違った、学校教育、社会教育、教育委員会ですね。それらの経営改革プランも含めた委員会としてのあり方、独自性、こういうものも出していく必要があるだろう。市の行政改革プランの中でやっていくのも必要ですが、やはり教育委員会独自の経営改革プランというのも出していく必要があるであろう。そういったことを考えるわけですけれども、こういったところで今後の見通しを、これを含めた見通しを、わかる範囲内で結構ですので、お教えいただければありがたいと思います。よろしく願います。

古木委員長 それではお答えを高橋教育部長。

高橋教育部長 3点ご質問がありましたので、1点目と3点目を私の方で、そして2点目については指導課長の方からお答えさせていただきます。

まず、1点目の教育センター構想の件でございますけれども、20年度のなるべく早い時期に検討委員会を設置していきたいと思っております。これまでのそうした基本計画等に乘せられたり、あるいは市長の公約でもありますので、その点では、機能の問題とか、どういうものがというのは、ある程度はわかるのですけれども、今後その辺の機能を整理させていただきまして、タイミング的、時間的な問題もありますが、時間とあわせて、どこにどのような規模で設置するか、この辺の問題もありますので、この辺を検討委員会の中で詰めながら整理していきたいと思っておりますし、市長公約でもあるということから考えますと、市長部局ともよく相談をしていかなければいけないだろうと思っております。

立ち上げの段階で、教育委員さんのご意見を伺うような機会を設けていきたいと思っておりますので、その節はよろしく願い申し上げます。

それから、経営改革プランがあるわけですけれども、そうした中で、教育委員会の独自性を出していくことが必要であるというお考えでございますけれども、そういう部分はもちろ

んあるわけですが、その前に、まず、首長と教育委員会との関わりの部分、これについて多く今議論されていることは、私も承知しているわけですが、地方自治法では、普通地方公共団体の長、いわゆる市長ですが、市長は、地方公共団体を統括し、これを代表するという文言がございます。また、今のが 147 条ですが、138 条の方では、普通地方公共団体の長の所轄のもとに、この執行機関があるという点からしますと、首長の範囲というのは、教育委員会も含まれるという状況があることは、ご存じのとおりだと思いますし、また、教育委員の任命権とか、あるいは教育に関する条例案の提案とか、また、予算の編成、執行の問題、それから、財務に関するそうした部分は、市長部局の範囲になります。そういう状況からすると、教育委員会としてできる範囲というのはある程度限られてくるだろうというふうには思っております。

ですので、今回、経営改革プランという部分では、市の方で決定した経営改革プランを教育委員会として見直す、こういうことはまず難しいこと、できることではないかなというふうに思いますけれども、むしろ、市全体の財政状況とか未来像とかそうしたものを踏まえて決定した方針ですので、これに沿いながら、そうした中で教育委員会の独自性を出せるものは出していこう、こういうようなことが大事だろうと思っております。

例えば、今回の図書館の問題ですが、柴崎図書館については、これも、ただ市長部局も決して一方的に決定としたわけではなくて、図書館については半径 1 キロ以内に 1 館つくっていく方針を教育委員会として持ったわけですが、その方針に沿っていくなれば、柴崎については重なるエリアではないか、こういうことから廃止の方向が出たわけですが、この廃止の方向というのは市の決定ですから、それには従わなければいけないだろう。

ただし、その中で教育委員会としてできることは何かということで、廃止ではあるけれども、子ども向けの図書館として、中央図書館の分室として、子ども図書館として新たな教育委員会の独自性ということで、これを打ち出したのが今回の例でございます。

そうしたわけで、今後の見通しということでは、この図書館もそうですが、そのほかの部分についても、教育委員会の独自性を示すということであれば、そういう中で私どもとしては市長部局と折り合いをとっていくというような調整はしていけるのかなと思っております。

以上でございます。

古木委員長 質問の 2 番目につきまして、幼・小、小・中の連携につきまして、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 ご質問いただきました幼・小の連携の部分でございますけれども、本市は、市立の幼稚園がないということで、なかなか連携が図りにくいところがございます。従来は、生活科の授業の中での学習交流でありますとか、あるいは主体的な学校の取り組みとして、新入生を迎える会議なり説明会なりという形ではございましたけれども、先ほどの就学支援シート、この取り組みなどは、今後、学校、幼稚園で、このことを手がかりに、1

人の幼児の姿を互いの教員同士が共有し合えるようなきっかけになっていくのかなと思いますので、その意味では、支援シートは、それだけに私どもの指導課としても終わらせずに、具体的な連携が図れるようなことを考えていきたい。

その1つにつきましては、これは小・中連携とつながるのですけれども、私どもの小・中連携の委員会、これは3年目になりました。全体会は年に2回開催しておりますが、非常に年々各学校間の連携委員会の取り組みが活発化してまいりまして、校長からももっともっと小・中連携をしていきたいという要望が出るまで高まってまいっております。今、具体的にその教員の交流、授業交換、あるいは互いで授業を行うとか、そんなような取り組みも始まってきておりますので、来年度はぜひ各学校の具体的な、委員会、全体会は年2回ですけれども、その後、学区ごとで小・中連携の月1回であるとか、そういう会を持っていますので、そういうものをその学区の小・中連携の日という形で定めて、保護者などにも周知するような、少し具体的に地域保護者にも見えるような形で進められたらと思います。

現在、ほぼ検討して、来年度、これは進めることなんですけれども、1 中学区で、第一中学校と第四小学校、第一小学校、3校が具体的な小・中連携のカリキュラムづくりや授業実践、そのようなことの取り組みを開始いたします。現在、文部科学省の研究指定が受けられるように、今、応募をしておるところであります。来年度に1年次報告をする予定にしておりますけれども、これも継続性が大事な部分でもございますので、さまざまご指摘をいただく中で、より子どもたちのためになるような形で研究を進めていこうと、そんなことを考えております。

ですので、幼・小の連携も、こういう委員会などを活用して幼稚園にも入ってきてもらうとか、そんな工夫は今後できないかな、そんなことも検討させていただきたいな、そんなふうに考えております。

古木委員長 ありがとうございます。以上で3つの回答がございました。牧野委員。

牧野委員 部長の方にもう一つ質問ですけれども、今の部長の説明、よくわかるんです。市長がすべてを束ねるといふ、これは地方公務員の当然のことですけれども、こういう言い方をすると、また行政に怒られるのかと思いますけれども、もう少し立川の場合は、市全体の中を見ても、教育が積極的に市長部局に働きかけるというか、そういうことがいまいちなのかなということをおもうんです。

例えば、図書館の問題は置いておいて、ほとんど今、行政改革プランをながめていきますと、教育と文化云々というのが、ありますけれども、あの中の部分と、あと、ほんのわずかに1項目あるだけで、あとはほとんど出てこないというのが現状ですね。そうじゃなくて、もっともっとあると思うんです。例えば、市長部局に対して教育委員会の中身をもっと理解していただくような働きかけをやっていただいていると思いますけれども、我々の方にはちょっと見えてこない。これはいい悪いは別にして出てくるんじゃないかな。やはり市長部局の方たちも教育委員会のことは現実的にはよく理解はされていない方が多いんじゃないかと思うんですね。ですから、教育委員会の問題についても、応援してくださる方もいますけれ

ども、わりと知らんぷりというか、知らん顔というところもあるんじゃないかなという気がしてならないんですね。立川市として市長部局も教育委員会も、さっきの話じゃないけれども、市民のためのものじゃなければいけないわけですから、市民が満足できるものの1つ2つをどんどんその中で検討していただきながら、市長部局に送り込んでいくという働きかけをやっていく必要があるのではないかなという気がするんですね。

ですから、今までもやってきていただいたと思いますけれども、さらに高めるということが、これからの特に経営改革プラン、特に財政的な部分を含めて、非常に緊迫になってきますから、そういう面では、市民理解という部分で大いに、もっと宣伝ではないけれども、大きな羽を羽ばたいてもらえば、それだけ市長部局も目をこちらに向けてくれることが多くなるのではないかなという気がするものですから、積極的に改革プラン、教育委員会だけの改革プランというのがあっていいわけですから、そういうものを市長部局にぶつけるというような積極策も必要なのではないかという気がしたので、お話を伺いました。

それから、3点目、指導課長が話をされてきた中での幼・小、小・中の連携は、今、私は、確かな力というのは学力だけじゃないと思うんですけども、生きる力全体的な部分だと思いますけれども、そういう中で今進んでいるものが、なかなか見えにくいプランであって、また、教員一人一人の理解がどこまでそれが進んでいるのかなという疑問があるわけですが、これは束ねる校長がその辺のところをしっかりと職員に押さえながら改革をすることで、自分たちが預かる子どもたちの確かな力がついてくるんだよというところを明確に校長会等できちっと示していくことが必要んじゃないか。そのことが今、だんだん根づいてくる研究のあれも含めて、大きなものになってくるのではないか。そういうようなことが考えられますので、ぜひとも一中のスタイルが成功すると私はいいなと思って願っていますけれども、うわさですから、あまり信用しないでいいんでしょうけれども、そんなに進んでいるように聞いていないものですから、もうちょっと積極的に進めていただければ、もっともっと私立学校に行く数も少なくなって、歩留りも多くなって、公立学校の活性化というものができるのではないかなという気がしたものですから、質問をさせていただきました。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。大澤教育長。

大澤教育長 もっと教育委員会の存在をPRしていくように積極的に努める、それはそのとおりだと思いますね。これは、そういうふうにはやっていかなくてはいけないと思います。確かに理事者の段階で教育委員会というものの存在というのは意識をせざるを得ないという部分がありますから、それなりに意識はしておりますけれども、じゃ、課長とか一般職員になったときに、教育委員会という存在というのはどうなんだという、今お話にあったように、必ずしも十分に理解しているのかなという部分がありますので、そういうふうなことがいろいろと、教育委員会を場合によると、法律上、きちっと執行機関としての権限、自主性も持っているんですが、その辺は一切無視して議論するということが実際にありますので、

これは我々が今後は努力していかなくてははいけないと思いますね。

もう一つは、市長部局と私どもの垣根があいまいになってきている。これは社会的な状況というのはあると思うんですね。以前ですと、市長部局のいろいろな施策、あるいは教育委員会の施策というものを市民に対して提供したときに、市民は、サービスを受けるというんでしょうか、そういうことで、あまり反発だとか、行政に対して物を言うという姿勢というのは少なかったんですが、最近、自分たちも行政のいろいろな決定権に加わっていきたい、市民参加という意識が非常に強くなってくると、行政の長は市長なので、市長にいろいろと注文がつくんですね。そうすると、市長は選挙で出てきますから、市民の期待に、負託に応じて、自分の力で何かをしたいという意識が働く。これは全国的な傾向なんですね。そういうようなことで、全国的に教育委員会が持っているいろいろな権能を市長部局に戻したいということが結構ありまして、その辺のところは今回の教育基本法でも、文化、スポーツというものを市長部局に条例を変えるだけで持っていけるという動きになってきているんだろうと思うんですね。

ですから、そういう垣根の部分というのはあいまいになってきているんですが、私、スポーツとか文化とか生涯学習という部分は、教育委員会が自分の自主性だとか主体性だとか独立だということをことさらに言うことはないと思うんですが、私は、きちっとしなければいけないのは、学校教育の部分。これは、教育基本法の言うように、不当な介入を排除するという規定はきちっとありますし、そこに政治力が入るということは、教育を変な方向に曲げていく恐れがありますので、それは教育委員会は、きちっと拒否するものは拒否するという姿勢を強く持っていかなくてははいけないと思っています。

その辺のところについては、今後も教育委員会の存在というものはきちっと説明していきますし、また、一般職員にも、牧野委員がおっしゃったように、その辺のところは宣伝というか、PRというか、説明が足りなかったかなと言われれば、私もそういう部分があったかもしれないんですが、そういうところについては反省をしていきたいと思います。

それと、教育委員会が今までいろいろなことを積極的に市長部局に言わないがために、いろいろな施策というものが停滞をしているものがあるのではないかという意味合いのことですが、これは、前市長も、以前教育者でありましたし、いろいろと教育委員会には目を向けて、予算もこういう財政逼迫の折りに相当配慮していただいたという気がしております。今度の市長は、教育の場にいたことはありませんけれども、公約を見ていただいてもわかるように、教育というものを相当中心に据えての行政を取り組もうということでもありますので、教育を軽んじたということはないと思っています。過去数年にわたりまして、三多摩、あるいは日本じゅうでもこういう施策はないよということを展開することもできましたし、そういうようなことで、いろいろとご理解いただいておりますが、その理解に甘えることなく、主張すべきものは主張していきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

古木委員長 どうもありがとうございました。牧野委員、特に。

牧野委員 特にということはないですけども、教育委員会の存在の価値を大いに認めていく時代であり、またそれを、余り変な行使をしたらまずいですけれども、お互いそれぞれが理解しながら行使するという、その辺のところが大変なところなのかなと思うんですね。

古木委員長 ありがとうございます。中村委員、特にございますか。

中村委員 今のお話を伺って、大澤教育長のお話もわかりましたけれども、ただ、我々が教育というものを心得なければいけないのは、市長部局の方は、事業とか建物とか予算から内容がわかる。しかし、教育の場合は、教育活動とかねらいとか、人格形成から予算がついたり事業があって、決め方が逆なんです。ですから、そこで機能分担をきちんとしなければいけないので、教育委員会も、そのところを市長部局に理解していただくように、決め方が教育の場合は、普通の市長部局でやる事業とは逆のボトムアップ的な決め方でお金とか事業とか、あるいは建物は、教育センターについても決まってくると。教育センター先にありきということではないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

古木委員長 ありがとうございます。宮田委員は特にいいですか。

宮田委員 教育委員会としてのあり方ということを改めてもう一度考えてよいのではないかと思います。教育の場、特に子どもと一番近いところでは、日々刻々と状況が変わります。その変化に的確に対応できる機能というのは必要だと思います。そういうものこそ、教育委員会の機能ではないかと思いますし、今、母親も働き方ということで、生活のためだけではなく、個人の生きる目的を見いだした中で仕事を持つ、そして子育てをするということの選択を迫られている社会だと私は思います。的確な対応ができる機能を、教育委員会に設けて、役割分担をして、立川市としての人格形成をどういうふうに進めるかということは改めて考えていいのではないかと思います。

また、この教育委員会は、一般の市民の生活に密着したところでの嘆きや問題をすい上げる機能もやはり必要なのではないかなと感じています。

古木委員長 ありがとうございました。本日、午前中 10 時から、市長さんに 5 人の教育委員が予算の要望をしまいましたが、その中にも幾つかの大事な、特に 3 点の要望以外にも、一小的な建築の問題、市の財政は大変だけれども、できるだけ早く手をつけていただくようにということを要望しておりますし、要望の後に、今後、清水市長と教育委員との意見の交流の場をつくっていただいて、もう少し教育委員の顔が見えるようにして、市長さんにもいい意味での意識をしていただけるようにというお願いをしましましたので、これから少しずつ市長の選挙公約の実現に向けて、我々が協調していけるところは行って、行政改革の無理なところは、やはり大変だから一歩下がるなり、歩数を緩めるなり、そういうことで協調していかなければ、行政のトップと教育委員会との円滑な前進ができないと思います。

そういうことで、牧野委員からのご要望、ごもっともなんですが、高橋教育部長からの回答にありましたとおり、市長から任命されて、暮れの 25 日に新しい委員の方は辞令をいただ

く。そこから昔の公選制、昭和 25 年から 31 年までの公選制の時代とは違いますので、市長の庇護のもとに教育行政を進められていくということは避けられない事実でございます。ただ、今、中村委員がご指摘のように、初めに結論ありきではなくて、もっと早い時期に問題をどんどん提起して、実現に向けていい意味でのプレッシャーをかける、こういうことは必要だと思います。ありがとうございました。

大澤教育長。

大澤教育長 市長部局と教育委員会を対立的に捉えて主張していくということもありますよね。それと、もう一つ、さっき部長が言ったように、市長の統括のもとに、市全体のマターについて、同じ歩調で取り組まなくてはいけないという部分もあると思うんですね。それと、もう一つ、市長部局とは関係なく、教育委員会できかに、行政改革もそうですし、いろいろな取り組むべきことはあると思うんですね。ですから、それをいつも対立的にとらえるのではなくて、いろいろなパターンがあるよというふうにとらえながら、できるところをそれぞれ努力をしていくということが私は必要なんじゃないか。一本にしてしまうと、なかなかうまくいかないの、そういうふうにとらえ方を幾つかに分けて、それぞれに力を出していくということが必要ではないかなと私は感じています。

古木委員長 ありがたいご助言ありがとうございました。牧野委員、よろしいですか。

牧野委員 今の教育長、最後は大変大事なところで、教育委員会としての色はしっかり出さなければいけないけれども、市長と一緒にやるところはきちっと一緒にやるという、そこは非常に大事なところだと思いますけれども、それが市民のためになっていくと思いますので、そのところはしっかり色分けというか、仕事分けというか、それはしなければいけないなと思います。

そういう意味では、前にも出ていましたけれども、教育委員が表に出ていって、教育に関わるとか、そういう会を設けて、子どもたちと一緒にになって関わるとか、そういう何か独自性も持っていく必要もあるのかなと思いますので、今後のこれからの委員会での話し合いをまとめていながら、方向づけをしていくのが一番いいかな。

さっき中村委員の言われたのは、ハード面とソフト面の問題で、ちょっと違うニュアンスに受けとめていますので、それは訂正していただければと思います。

以上です。

古木委員長 では、先ほどの私の捉え方の間違いにつきましては、訂正いたします。

それでは、牧野委員の質問が終わりまして、その他、よろしいですか。

閉会の辞

古木委員長 それでは、本日の案件につきましては、上記のとおりすべて終了いたしました。

次回の定例会は、1月24日木曜日、13時30分から本会議室で開催いたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2時42分閉会

署名委員

.....

委員長